令和７年６月　第１１回議会改革推進特別委員会

令和７年６月３日（火）

○議事日程

（１）特別委員会報告（案その２）について

（２）その他

○出席委員（１１名）

委員長６番	岸　　徹　也　君	副委員長１０番	村　瀬　　廣　君
１番	苅　屋　泰　裕　君	２番	岸　　雅　子　君
３番	矢　内　義　則　君	４番	上　村　　忠　君
５番	内ヶ島　祐　一　君	７番	村　上　忠　弘　君
８番	川　上　絹　子　君	９番	向　井　孝　一　君
１１番	日　置　紳　一　君	（議長	芳　賀　芳　夫　君）

○欠席委員（０名）

○出席事務局職員

議会事務局長	鈴　木　正　之　君
議会事務局主事	海　津　侑　也　君

開議　午後３時１９分

◎委員長あいさつ

○委員長（岸　徹也君）　こんにちは。大変午前中から会議と続いた中での特別委員会にお集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。本日も特別委員会の報告案を中心に、皆様方から御意見を頂きながら協議をし、そして前に進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　只今の出席委員は 11 名で、定足数に達しておりますので、第 11 回議会改革推進特別委員会を開会いたします。

◎議題１

○委員長（岸　徹也君）　向井委員。

○９番（向井孝一君）　皆様に申し訳ない発言がありまして、何回かの特別委員会の中で、私の知り得た情報と正しい情報が食い違った点がありましたので、そのことは、厚沢部町における原価方式は採用されてないっていうようなことと私が発言しました。しかし、実際に確認したら、それをもとにしてまだ決定がされていないっていう状況だそうでございます。そういう中において、3 万円上がってというような発言も私もしましたので、大変間違った情報を皆さんに示したことに対して、発言の撤回と謝罪を申し上げたいと思います。どうもすいませんでした。

○委員長（岸　徹也君）　これより議事に入ります。

議題 1、特別委員会報告（案その 2）についてを議題といたします。

前回の特別委員会において、特別委員会報告案というものを皆様方に提示をし、その案の内容について協議を頂き、様々協議を頂いたところでございます。今回、その協議内容全てを把握しているわけではございませんが、そこをひとつ御意見を参考にさせていただきながら、案のその 2 というものを提示させていただいております。本日は案その 2 について御意見を委員の皆様方から頂ければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事前に配付いたしました資料、案その 2 ということになりますが、資料について局長に説明いたさせます。

局長、鈴木君。

○局長（鈴木正之君）　（局長朗読説明、記載省略）

○委員長（岸　徹也君）　説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑があればお受けをいたします。

最初に、修正部分、赤字の部分、この修正部分のある項目ごとに御意見があれば、頂きたいと、そのように思っております。まず、(3) の政務活動費について、特にこの赤字の部分を中心に、委員の皆様方から御意見があればお受けをいたします。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　まず、赤字の部分に関してということですので、まず、前段ですね。まず、廃止することにまず私は反対です。ぜひ続けていただきたいというふうな意見を最初から申しておるわけでございますけども、この文章で、議員として資質向上に各々がさらに努力することということがありますが、まさにですね、これ議員の資質向上のために政務活動費というものがあると私は思っておりますし、全国議長会でもそのように書いておると認識しております。その中で、先ほども常任委員会でもありましたけども、視察、研修に行くかどうかっていう話にもなったときに、各々が資質向上するってことは、各々が課題感を持ってそれに調査研究をするためにこの政務活動費があって、議会全体で議会費として取りに行くっていうことが、それが各々の資質向上とまたちょっと考え方が違うのではないかというふうな思いもありまして、そうなりますと、基本的に僕の言ってることはいいんですか。これ赤字の訂正だから、ちょっと違いますか。

○委員長（岸　徹也君）　いや、大丈夫。

○１番（苅屋泰裕君）　大丈夫ですか。ということも考えますと、この文章では、調査研究が必要な予算は、議会費でということで捉えられるんですが、それは個々が調査研究したいと思っている事案であっても、議会がそれを承認しなければそれは通らないことになりますので、それは機会損失に当たるというふうに感じますので、基本的には政務活動費は続けていただきたいのでこの文章自体、私は認められないというふうに思っております。

○委員長（岸　徹也君）　苅屋委員の御意見というものはやはり尊重されなければなりません。しかし、この委員会での大勢というものは、苅屋委員の意見とは違う方向に向いているように委員長としては感じております。苅屋委員の意見というものを、全くそれを無視するっていうことではなく、やはり、他の委員の方々が、現にこの案について前向きな考え方を持っている以上、委員会としては、やはり議会制民主主義ですから、多数という部分にどうしても流れてしまうというのは、これはあり得る話だと思います。苅屋委員の意見というものは大変重要な観点だというのは、委員長としても認識はしておりますが、現時点ではそのような報告にはならないということをまず理解をしていただきたいということと、また以前もお話をしましたが、どうしても政務活動費以外にも苅屋委員、何か御意見あるのかもしれませんが、その結果、この報告書というものが苅屋委員自身にとって認められないものであれば、これは少数意見の留保という新たな態度を表明する方法というものも、これはあり得る話でございます。今本委員会としては、この報告書というものを一つの軸にして、今苅屋委員からの御意見だけですから、他の委員の方がどのような意見を持たれているかというのはこれからですけれども、大勢が変わらないようであれば、この報告書で進めていくというところに御理解を頂きたいというところと、先ほども言いましたが、少数意見の留保という方法もあるということは委員長としてはお伝えをしておきたいと思います。

日置委員。

○１１番（日置紳一君）　私はまとめて言いたいんですけども、今（3）ということで、私は原案に賛成します。

○委員長（岸　徹也君）　他にこの（3）の部分について、御意見あればお受けをいたします。
内ヶ島委員。
○５番（内ヶ島祐一君）　前回の特別委員会でも言いましたけども、まず、申請してない人が５人いたということ。それと申請しても残額が非常に多いと。私も苅屋委員と初めは、考え同じでした。でもやっぱり、いかに使われてるかが先だと思うんですよね。やっぱりその中で使われてないってのはちょっと、問題視しなきゃならないし、ということでこの案でいいと思います。以上です。
○委員長（岸　徹也君）　他に御意見ございませんか。
岸雅子委員。
○２番（岸　雅子君）　政務活動費に関しては、私もこの政務活動費という枠があるのであれば、ぜひそこは使わせていただければ、まだ１期生ということで、いろいろ勉強して知らなきゃいけないこともたくさんあると思っていました。実際去年も、オンラインの講習とか受けて、非常にやはりこういう風な形っていうのは、特に新人議員にはありがたい話だなと思っておりました。今回、何度もこのようにして意見をいろいろ聞いて、こういうふうに文章にもなってきたときにですね、この資質向上っていうのは、やっぱり自分次第なので、例えば政務活動費がなければ、向上心を持って自分の中でやりくりすれば、いいのではっていう考えも出てきまして、なので、たとえこの枠がなくても勉強することはできるし、自分の資質を上げようと思うと、何かしらの方法とかでできると思い、今は、私も頂いてましたけれども、報酬とかいろんな定数とか絡んでくるのであれば、政務活動費はなくても大丈夫かなというふうに思います。
○委員長（岸　徹也君）　他に御意見があればお受けをいたします。
村上委員。
○７番（村上忠弘君）　私もこの原案に賛成といたします。
○委員長（岸　徹也君）　他にあればお受けをいたします。
矢内委員。
○３番（矢内義則君）　私もこの政務活動費については、原案に賛成いたします。
○委員長（岸　徹也君）　他になければ、続きまして（4）議員報酬の見直しで特に赤字の部分を中心にお考え、御意見があればお受けをいたしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。
上村委員。
○４番（上村　忠君）　結論から先に言うと原案で賛成なんですが、本当であれば、報酬審議会に諮っていただいて、原価方式の金額をそのまま提示して判断していただくのが１番いいんではないかと私は思っていましたが、文書に書いてあるとおりで、それについては、賛成します。ただ、町村の全国平均が30％という１つの全国的な平均の基準がありまして、特に檜山は低いという状況があって、一足飛びに30％は無理というのは当然かなと思うんですが、今回は無理でも、将来的には30％を目指すべきという文言があってもいいのかなというふうに感じています。そういった意味で、皆さんの意見がまとまるんであれば、そういう文書の追加を要望したいというふうに思います。

○委員長（岸　徹也君）　ほかに、(4) 議員報酬の見直し、この部分についてあれば、向井委員。
○９番（向井孝一君）　私はこの文章で賛成です。そして将来的なことを今発言ありましたけども、それは、この次に選ばれた人方がきちっと議論してやっていくべきであって、今回については、このままの文章でいいのかなというふうに思っております。
○委員長（岸　徹也君）　ほかに御意見あればお受けをいたします。
　苅屋委員。
○１番（苅屋泰裕君）　私はですね、前回のとちょっと内容も変わりましたので、この赤字に関しては、まず原価方式による算定額の増額もそのまま反映することができないのはなぜかと、6 割程度に止めた 3 万円という考え方はなぜこの考え方に至ったのかというところが、深まってないように感じるんですよね。その中でこのままこれでいくっていうのは、行財政の話もありましたけどもそれがどの程度どういう影響を与えるのかという話も、特になされてないように感じますし、町民会議、住民会議での町民の意見は、議会に対する評価は極めて厳しいものがあると言ったのは、これ報酬だけに限らず多岐にわたっていたと、私も感じておりますので、これを町民のせいにしてるように私はニュアンスとしてはそうとらえかねないと思いますと、表現としていかがなものかというふうに思います。よって、私としては、そういうところをもう少し精査する必要があると感じております。以上です。
○委員長（岸　徹也君）　今苅屋委員からは、数字に対しての根拠の話というものも、御意見を頂きました。大変これ根拠を出すというのは大変難しい話ではございます。ただ基本的には原価方式をそのまま生かすというのがまず一つ。それに対して社会的、またはその町民の理解を得られるその妥当性といいますか、その部分で 6 割ほどの増額だという部分がまず一つ。この6割というのは、これはどういう根拠があるのかというのは大変難しい部分があると思います。現在 17 万円、そしてそれが今 20 万円になるという部分、本来は 21 万ですね、その分の中間ではないが、かなり 21 万に近い数字ではあるが、満額ではない部分を採用した、いわゆる決め打ちをしたという言い方が適切かどうかちょっと分かりませんけれども、なかなかその根拠になる部分というのはこれ難しいのかなというふうに感じております。ただし、原価方式というものはあくまでも採用した上での、また社会的な町民感情も含めての結果、6 割程度の増額というところで、御理解を頂ければなというふうに思います。いかがでしょう。
　苅屋委員。
○１番（苅屋泰裕君）　委員長おっしゃるのも分からなくもありませんが、毎回私言ってるかもしれませんが、やっぱり議会改革推進ってのは何のためにやってるかっていうところで、大きなこの報酬ですね、報酬もやっぱりこれをするのはなぜかっていうところを本当は文言として入れていただきたいんですよね。それは、今の例えば、若い方とか、女性の参画を促すためと、適正化ですよね。今の指定水準のところを、これ算定方式を用いて根拠立てして適正化したはずなんですよ。それを 3 万円の 6 割程度に抑えた。それは行財政の状態を見るとそうなった。では行財政への影響というのは減額した分の影響の部分と、これからの議会の期待感の部分っていうのはどれくらいの差が出るんだろうというところまで、本来深堀りしたほうが、それこそ、これが町民の方々に周知されるときに納得感につながるんだろうというふうに私は思って

おりますので、ただ 3 万円、特に根拠がなかったとした場合、それは何のためにだと聞かれたときに困るのは議会側であって、そういうことがないように、ここでしっかりと組立てができたらなというふうに私は思って、このような発言をさせていただいております。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。苅屋委員がおっしゃった文言の字句の調整については、どう取り入れられるのか、もしくは、取り入れられないのかも含めて、そこは正副、あとは事務局で調整をして、協議をしたいというふうに思っておりますが、それでよろしいですか。他にこの（4）議員報酬の部分で御意見があればお受けをいたしたいと思いますけど、いかがでしょう。それではないようですので、次に、全体を通じて御意見があれば、お受けをいたしたいと思います。この報告書全体で何か御意見があればお受けをいたします。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　前回の特別委員会でも申し上げましたが、まず（1）オブザーバーの件です。これは前回も言ったんですけども委員とオブザーバーの違いっていう話をしたんですが、今回修正は特に見当たらなかったということで、その辺は考慮されなかったのかなという印象を受けたんですが、文書で言うとですね、まず、ちょっと文章の違和感を一つ感じたので言いますと、議員は法定以外の執行機関の諮問機関ですか、審議会等の委員に就任しないとの整合性が生じるとございますが、整合性を生じるということは一体どういうことなのかと。ここで整合性を欠くとか、そういう話になるのかなというふうに思います。ちょっとした修正なんでしょうけども、そこが一つと、しつこいようなんですけども、委員に就任しないというふうに書いておりまして、それを委員などって書いていればオブザーバーも駄目だろうというふうに思うんですけど、委員って書いてあるっていうところもどうも引っかかってですね、この辺ちょっとしつこいようなんですが、そこはどうなんだろうというふうに思います。委員もオブザーバーも、これ内包すると同じ条件だよっていうようなことであれば、私はこの細かい部分の書き方を変えればいいんだろうというふうに思います。1 番に関しては。

2 番に関してよろしいですか。2 番に関しては定数についてでございますが、こちらも 9 人ということになっておりますけども、やっぱり今後ですね、これから 5 年先 10 年先を見越したビジョンがやっぱりこれではちょっと足りないかなと。そういうところもしっかり明記できないものかというふうに思いました。やはり、開かれた議会をする上において、この 9 人になった場合、やっていけるっていう期待的なビジョンを示すほうが、町民の方々も、それこそ納得しやすいんだろうというふうに思います。まずこの 2 点です。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　（1）について、字句の修正の部分というのはこれは協議をして、これが正しければそのままになりますし、変更するのであれば、そこは正副、事務局で、修正のほうの動きになるんだと思います。

（2）についてのビジョン、期待という部分も、私もそれは理解する部分ではあるがあくまでもこれは委員会報告になりますので、そういった部分というよりも、定数についてはどういうもので、このようになったという簡潔に記載されている形に本来はなるのかなという感じはいたします。ここについても、正副、事務局で協議はさせていただきます。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　僕今回この報告書を見てですね、ちょっと参考にと、ほかのところの議会の報告書等もちょっと目を通させていただきますと、僕が見たのはそんなに多くはないんですが、どこの地区もやはりこういう理由だっていうことがある程度明確に書いてあるところが圧倒的に多いなという印象を受けました。それは何のためかというと、その報告っていうことは、議長に出す、それが定例会に行くっていうプロセスは、これはあくまでも、この行政と議会の中でのプロセスの中であって、これを誰に周知するかとか、誰に納得を得ていただくかっていうところに関して言うと、本来は町民であるはずだという観点から、やはりここは町民にも分かりやすく、それが開かれた議会だというふうに私は思いますので、そこのプロセスをなしにして、内輪だけで分かればいいんだっていうやり方は、私は評価できないなというふうに感じております。

○委員長（岸　徹也君）　今様々御意見頂いておりますが、まず他の町の議会の報告というものはあくまでも他の町の報告であって、今金町はこのようなスタイルでまずやっているということ。これがまず一つ。そして町民に分かりやすいというお話ありました。私も当然そういう思いはございますが、まず委員会報告というのは、議長に提出をするものであるということ。その後、審議会を通って、何らか決定するような動きになるんでしょう。その際には各議員の方々が、御自身の支援者であったり、町民の方に分かりやすく伝えていただくと。こういった流れが私は１番ベストではないかというふうに感じております。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　すいません、ちょっと僕ばっかりしゃべって。委員長が、各議員が町民に対して説明するというので、これ僕だけかも分からないんでちょっと発言としていいのか分からないですけど、僕はどう説明していいか分からないんですよ。このまま行くと。少数意見の留保とかという話も先ほど頂きましたけども、それにしても至ったことは自分自身は説明できますが、多くの方が賛成し、そうなった場合、そこの部分を説明しなきゃならないときに、どうやって説明しようかなっていうふうに思ったんですよね。なので、もう少しこれから町民会議も恐らく挟むでしょう。その中で、分かりやすくするっていうのは確かに難しいんですよね、難しいけども、それに値するだけの審議する内容だろうというふうに思いますので、その辺を丁寧にやっていただけたらなというふうに感じております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　丁寧にやっているつもりでおりますので、御理解を頂きたい。また理解ができないということであれば、苅屋委員は、意見をたくさん述べていただいておりますので、そういった形ででも何とか御自身が納得、ただ御自身の思いというものと、委員会報告の報告書の中身というものに差がある現状を先ほど確認をしたわけですけれども、差がある以上、なかなかその理解にまで届くのかどうなのかというのはこれは私は分かりませんが、私のほうもできるだけ苅屋委員に理解できるように説明をし、進めていきたいと思っております。よろしいですか。

ほかに、全体を通して御意見があればお受けをいたします。

局長、鈴木君。

○局長（鈴木正之君）　補足的なことで、１点だけ事務局からお話をさせていただきたいと思うん

ですけども、この特別報告の案については、事務局のほうでたたき台をつくらせていただいて、常に正副委員長とも協議、了解のもとに発出をしてきているものであります。最後の 4 番目の議員報酬の見直しについても、赤字の部分は、前回の 10 回目の皆さんの意見討議の大勢というか、多いものだと感じたものを極力入れ込ませてもらったつもりでいるんですけども、その中で 1 点、報酬を原価方式で、満額であれば 4 万 8000 円を軽減措置をかけるというような意見のときに、それは決して町民のせいにするということじゃなくて、町民の議会、議員に対する厳しい意見があったということで、多くの議員の方が、自戒してるというか、自分自身の戒めも込めて、そういうことを言われたと。それを表現したつもりでおりますので、表現が足りなければ、委員長、副委員長とも協議して、加筆なりはさせていただきますけども、ここについてはそういう思いで作成をしております。

○委員長（岸　徹也君）　川上委員。

○８番（川上絹子君）　今回のこのまとめに対して、私は報酬を上げるほうには賛成してないんです、本当は。でも、みんなで話し合って、ここまで妥協したっていう感じになるのかな、みんなと調和を合わせる意味で 3 万円に私も賛成しますけれども、でも町民会議のとこに出席していた人なら分かると思うんですよ。すごい自分たちの思いとまた違った、町民からの議員を見た評価っていうのはすごく悪かったんです。ただそこに出席していなかった人は感じれなかったかもしれないけども、住民会議のときの評価はもう本当にきつかった。何やっているんだおまえたちはっていう感じの意見がばんばん来て、これで 3 万円で上げても、何て答えが来るか分からないけれども、でもこれはこの金額でみんなの意見をまとめて、多数の人がこの意見でまとめようかっていう思いがあるので、私もそれに賛同することにしましたけども、審議会の中の評価はまた全然違うかもしれない。ここで決めても恐らく下げられるかもしれないし、また、もうちょっと上げてもらえるかもしれない。それはもう自分たちに対する評価だから、もう今上げてくれとかって言ったって、これはもうどうしようもない。みんな町民からの目線で決められるということをやっぱり自覚したほうがいいと思うので、大体この原案で通したほうがいいんじゃないかなと思ってます。100％これで大賛成っていうわけで私はいるわけではないけども、このくらい上げてやったらいいんじゃないかっていう同僚議員の前のときの議会のときにもそういう声があったんで、私もそこのとこいろいろ話した結果、考えてみて、そこに妥協したんです。これで足りないって言ったら、町民の評価全く違うと思いますよ。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

他に。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　ちょっと誤解してほしくないのは、僕は自分の意見を何とか通そうとしているわけではなくですね、9 とか報酬に関しても、根拠がある程度明確になれば僕はそれで住民に伝わってそれでいいのではないかと言ってるのであって、その根拠を示す議論、これ全国町村議会議長会でも説明責任は議会側にある、議員側にあるというふうに言っておりますので、そこの根拠の説明っていうところが物足りないから、そういうところをもう少し絞ってほかの方、僕以外の方がこういう見方あるよねっていうのは、なるほどなというふうに受け取り

ながらやってますので、僕がそうやって何とか自分の意見を通そうとしているわけではなく、その辺も、議論しながら討議しながらやっていけたらよりいいものできるんじゃないですかっていう話をしていると、自分の中で思っておりますので、伝わってなかったらすいません。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

他に御意見があれば。

岸雅子委員。

○２番（岸　雅子君）　定数に関してなんですけれども、原案に私は反対ではないんです。ただ思いをちょっと聞いていただきたいなと思ったんですけれども、やっぱりこの議員定数が減るということは、単純に町民を議会から遠ざけるのではっていう思いがあります。本当に人数が減る分、町民からの意見や見聞きすることや、そういうことが本当に減るという気持ちと、あとは何かあったときに、議会というのはこういうことでっていう私も今まで経験してきていろいろ聞かれていることがあるので、そういう答えをする議員さんが減るということは、ちょっと町民から議会を遠ざけることになるのかなっていう思いもありますし、あと議会構成の多様性がちょっと損なわれるという事態を招くのではっていう気持ちがあります。そういう思いで反対ではありませんけれど。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。

他に御意見あれば。

村上委員。

○７番（村上忠弘君）　この報酬の原価方式を何ていうかな、委員長はこのたたき台という形の中で、最大 25 万、それから最小が 20 万、平均値で 21 万 8000 円ということで、最小の部分で 20 万ということで、私、前回 3 万上乗せっていう最初の数値を提案をさせてもらったんですよね。ですから、全くその原価方式を無視したということじゃなくて、原価方式を取り入れた中でやっぱり最小限の数値をここで反映させたということで私はこの原案で私は賛成したいと思います。それから、議員定数なんですけども、これ、1 人減らしてもいろんな理由つけなきゃいけない、2 人減らしてもそれなりの理由、3 人減らしても理由と、3 人っていうのはやっぱり人口的なもので、それから 5000 人を切った町の中での議員定数っていうのは大体 9．1 人という形の中で、9 人っていう部分で私は言わしてもらったんですけども、そういったことで、それが町民がさ、町民が理解するかしないか、それは別として、あくまでも定数も報酬も議会側としてこういう考えで決めましたということで、私はいいのかなというふうに思っております。だから、町民会議、それから住民会議の中でもいろいろ意見は出ましたけども、それは、来た人方だけの意見であって、町民みんながそうかということにはならないかもしらんけども、何ていうかね、私も支持者の方の意見を聞く範囲の中では、8 人から 9 人だろうという意見をよく聞かされております。そういったことで、9 人が私は妥当かなということで、原案で私はよろしいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　日置委員。

○１１番（日置紳一君）　私は 1 番から 4 番まで全て原案どおり賛成します。まとめに関しては

今までも苦労して文章をつくっていただいてきたんですけども、いろんな人の意見もあって、もう少しちょっと手直ししながらやってもらえればなと思いますんで、大変だと思いますけども、その辺はよろしくお願いいたします。

○委員長（岸　徹也君）　他に全体を通して御意見あればお受けをいたします。

（「なし」の声あり）

ないようですので、あとは頂きましたその御意見がどのようにこの報告書案に入れられるのか、または入れられないのかも含めて、また字句の調整も含めて、正副または事務局で一任をさせていただければというふうに思いますがそれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ではそのように決定いたします。

それでは、議題の１を終わりたいと思います。

◎議題２

○委員長（岸　徹也君）　次に、議題２「その他」についてを議題といたします。

まず委員長からなんですけれども、これ特別委員会報告の時期ということになります。これは当然、議会運営委員会を経て、その後に決まっていく流れになるわけですけれども、まずその委員長としては、現時点では、９月の報告が妥当ではないかというふうに考えております。当然、町民会議、その間には町民会議であるとか、またさらに報告書の確定に至る、また皆様からの文言の修正も含めて、最終的な決定も含めて、もう少し、特別委員会としては開催はあるのかなとは思っておりますが、委員会の報告の時期は９月、そしてその前には、これも議運での調整になりますが、町民会議にて町民への説明というところをまず考えております。こういったスケジュール、ちょっと今ざっくりとした話でしかありませんが、まずこういうスケジュールで進めていきたいと思っておりますが、御意見があれば。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　報告については、もうまとまった時点ですぐに報告するべきではないかなというふうに思います。全てここで議論してることは、決定ではなくて、仮定であります。議長に報告して初めて決定ないし、そういう流れになっていくものというふうに感じていますので、途中経過を何回も町民に報告しても、決まったものに対しての説明であればいくらでも説明できると思いますが、決まっていないことを説明するということはなかなか難しいのではないかなというふうに感じますので、もう委員長、副委員長、事務局にもう報告に関してはおまかせしましたということですので、それをまとめたものを６月の定例会で、委員会報告として、報告していただいていいと私は思っています。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　今、上村委員から報告の時期について、もう報告してもいいんじゃないかという話がありましたけれども、向井委員。

○９番（向井孝一君）　６月定例って言うけれども、議運は明後日、５日ですのでね、これは物理的に無理だと思いますので、私は委員長が言うように９月定例の報告でいいのかなと思っています。そしてその間に町民会議は必要ないと思うんですよ。要するに町民会議を開くっていう

のは、まだ町民の意見を聞いて修正することがありますかということですからね。これだけ議論をして、今結論に至りかけて、議長に答申するまで来ているわけですから、その辺は私は必要ないのかなと思っています。

○委員長（岸　徹也君）　苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　まず、なぜそんなに急ぐのかがよく分かりませんっていうのが一つと、町民はやはりこの過程で、前回の町民会議を踏襲し、これを盛り込んだというところも見ていただく必要っていうのは僕はあると思います。そこで、全員が全員納得するってことはあり得ないっていうのは私も分かります。しかし、やはり皆さん町民の代表でここにいるわけですから、やはり町民との意見交換というものは必要だし、それこそここの議長会のものにも、基本条例にもですね、一緒にまちづくりをしていくんだ、その中で議会はどうあるべきかというところも話合いっていうのは、何ら隠すこともなく自信を持ってやっていいんじゃないかなと私は思っておりますので、そこでまた考え方が変わるっていうふうになるとまたあれかもしれませんが、それでもやる価値は、住民の声を聞くということは、開かれた議会につながっていくので、僕はやらないっていう選択肢はないと思います。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩：午後４時０８分

再開：午後４時３０分

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き、開議をいたします。

ただいま委員の皆様方から、特別委員会報告の時期について様々御意見を頂きました。もう6月で報告ができるんではないかと、また9月でいいんではないかと、様々なあったわけですが、やはり文言というものを丁寧に修正をすべきだという思いがございます。ここは、現時点においては、正副委員長または事務局に一任を受けましたので、しっかりと文言が整理でき、それがきちっとした報告書にできるのであれば、6月に目指すということも可能性としてはありながら、日程的に難しければ、厳しければ9月のほうの報告ということにずれ込むということで確認をとっております。まずは様々な御意見、本日頂いたものを正副また事務局で精査し、また報告書案を作成する上で、改めて協議をし、日程については、決定をしていきたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　またもう１点ですが町民会議の件で私のほうからお話をしました。これも、やはり意見が割れております。割れておりますというよりも、まず町民会議自体をきちんと報告ができた後にすべきだという、そういった考えの御意見もございましたので、これらも慎重に正副委員長、事務局で協議をしながら、進めていきたいと。また、町民会議自体を報告書の前にやるかどうかということも、これも協議をした上で報告の後にやる、もしくはそもそも報告が要らないんではないかという部分の意見もありましたので、それらも含めて正副、

事務局で調整をし、決定をいたしたいというふうに思っております。今は大変曖昧な回答になっておりますが、いずれも大勢としては、報告書ができてから、町民会議自体を否定する御意見は余りなかったように感じておりましたので、検討して調整というふうに一応、委員長としては考えております。

その他、委員の皆様方から何か御意見があればお受けをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ないようですので、先ほど説明したように取り進めてまいりたいというふうに思います。

◎閉会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　以上で、本日の特別委員会を閉会といたします。

長い間、ご協力ありがとうございました。

閉会：午後４時３４分